

## 平成26年度 第2回桜井市地域公共交通活性化再生協議会会議要旨

- 日 時 平成26年8月27日（水）午前10時
- 場 所 桜井市役所 本庁2階 大会議室
- 出席者 協議会委員11名（うち、代理出席者4名） 事務局4名
- 会議内容

挨拶 桜井市副市長 元田 清士

### 議案説明

#### 1) 平成27年度桜井市公共交通運行実施計画（案）

##### 【事務局説明】

- 事業報告について
  - ・ 資料により説明

##### 【質疑応答】

###### <運行実施計画の項目1～3について>

- ・ 交通空白地域と交通不便地域の定義について、何か根拠はあるのか。また、各バス停の運行便数などは関係しているのか。  
→社会通念上、**2km**以上離れている場所へ移動する場合はなんらかの交通手段が必要であるという認識と、高齢者などの徒歩での移動が困難な方の事情も考慮し、交通空白地域、交通不便地域共に桜井市で定義した値である。また、各バス停、鉄道駅の運行便数には関係なく、一律で**2km**（不便地域の場合は**1km**）と設定している。

###### <運行実施計画の項目4について>

- ・ 高家デマンド型乗合タクシーについて、「希望している時間に乗れない」という要望が出るのが予想できる。運行ダイヤは、地元と十分に協議を重ねたうえで設定すべきである。  
→高家の地域はコミュニティバス多武峯線や路線バス飛鳥線が**2km**以内の距離に運行しているため、今回は実証運行という形で地元住民の需要を把握する目的で運行を行う。運行ダイヤについては、区長始め地元住民と協議した上で決定する。

- (タクシー協会から) 現在、高家では特定の数人がタクシーを利用しており、目的は買物が多い。このようなデータは必要があるなら提供できる。また、デマンド型乗合タクシーという形でなくとも、民間タクシー利用時の運賃補助という方法もあるので、手段の一つとして検討してほしい。  
→参考にさせていただく。
- 循環路線のバス停「戒重北口」～「安倍文殊院」までの区間が、他の区間に比べて広がっているのはなぜか。  
→バス停の設置個所については、第2次桜井市地域公共交通総合連携計画策定時に行ったアンケート調査や乗降調査結果から得られた目的地別の需要に、法的な規制や安全面を考慮し、選定した。今回の再編後、さらにバス停設置の要望があった場合、新規設置について再度検討する。
- バス停の間隔に決まりはあるのか。  
→市街地では平均して300m程度に1つ設置されているが、距離によらず需要を優先するのが通例である。
- 乗継制度を導入するのであれば、利用者に分かりやすい制度を作り、乗継に対する抵抗感をなくさければ、利用者数が低下する恐れがある。また、乗継方法の周知も徹底する必要がある。  
→乗継方法は現在奈良交通と協議しているところである。住民への事前周知は時刻表の全戸配布という形で実施する。
- 乗継方法を周知する際に、特に利用度の高いパターン(買物や病院へのルート、ダイヤ)をモデルケースとして添付するとよい。  
→参考にさせていただく。
- 再編にかかる財政的な負担はどうなっているか。  
→再編にかかる経費は協議会ではなく桜井市で負担することになるため、金額について協議案件にかけることはないが、現状を報告させていただく。再編にかかる費用や再編後の運行経費については現在奈良交通と調整中である。基本的には、現行路線の運行経費をベースに、これに近づける形で新規路線を設定したい。

<運行実施計画の項目5～8について>

- ・ 指標の項目について、県の指標にもあったように、利用者数だけでなく市の負担額など財政面での評価も加えた方がいいのではないかと。  
→庁内で議論を重ねた結果、コミュニティバスは広域路線バス以上に地元住民の生活に密着した交通手段であるため、経費の増加による路線の休廃止ということは考えられないことから、便毎の利用者数を指標に設定した。ただし、経費面を全く考慮しないのではなく、需要やニーズと共にルートやダイヤ設定の考え方に反映したいと思う。

<今後の予定について>

- ・ 今後は、平成27年度中の再編に向けて実質的な運行準備に入る。具体的には、市北西部のルートや新規設置するバス停について、関係機関と協議し、確定する作業に入る。ルートとバス停がある程度固まったところで、今年度中に協議会を開き、委員の皆様にご議論していただく。

<広域路線バスの再編について報告>

- ・ 桜井市の広域路線バスについては、すでに報告している通り、3路線（天理桜井線、桜井菟田野線、桜井飛鳥線）共に平成26年10月以降も路線の一部を変更して運行することが決まっている。9月2日に奈良県地域交通改善協議会の開催が予定されており、その中で最終的な負担方法などを決定する。
- ・ （奈良県県土マネジメント部地域交通課から補足）今後については、地域公共交通活性化再生法の改正メニューにもあった通り、まちづくりと一体的な利用振興が課題となっていく。県協議会でも利用振興が議題の中心となるので、協力をお願いしたい。